



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

222	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)..... 1
223	県営ため池等整備事業別所池地区の土地改良事業計画の変更	(農業農村整備課)..... 1
224	保安林の指定予定の通知	(森林整備課)..... 2
225	〃	(〃)..... 2
226	〃	(〃)..... 3
227	〃	(〃)..... 3
228	〃	(〃)..... 3
229	〃	(〃)..... 4
230	保安林予定森林	(〃)..... 4
231	〃	(〃)..... 5

○ 公告

	争議行為を行う旨の通知	(労働政策課)..... 5
	〃	(〃)..... 5

告 示

和歌山県告示第222号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011610163	まごころランド	有田郡有田川町上中島字西郷859-1	児童デイサービス	障害児	株式会社たかがきサービスステーション	有田郡有田川町下津野807-1	平成24.3.1	平成30.2.28
3010121048	第二こじか園	和歌山市田尻155-1	児童デイサービス	障害児	社会福祉法人一麦会	和歌山市岩橋643	平成24.3.1	平成30.2.28

和歌山県告示第223号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営ため池等整備事業別所池地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業別所池地区の土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成24年3月14日から平成24年4月11日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局地域振興部農地課、紀の川市農林商工部農地課

和歌山県告示第224号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字高津尾字小原1564の1、1565の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第225号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字寒川字小藪川南原3009（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小藪川南原3009（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並び

に日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第226号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市小谷字ズミ152の1、152の3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第227号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市合川字上ミ川東側646の1、647の1、648の1、649の1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第228号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市小谷字陰地143の1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第229号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市深谷字氏神山前8（次の図に示す部分に限る。）、字片谷119（次の図に示す部分に限る。）、小谷字九郎藏3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第230号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町小森川字高畑谷661の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第231号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字那智山字鎮守山6の3、字大戸平左側5の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長小濱正孝から平成24年3月1日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成24年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成24年3月15日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山生協病院、おおみや診療所、中之島診療所、生協芦原診療所、生協こども診療所、生協病院附属診療所、河西診療所、訪問看護ステーション・レインボー、在宅介護支援センター和歌山生協病院、訪問看護ステーション・生協みなみ、海南・海草総合介護支援センター「げんき」、日赤和歌山医療センター、和歌山労災病院、松寿苑、和歌浦病院、和歌山県民総合健診センター、田辺赤十字血液センター、済生会有田病院、ライフケア有田及び潮岬病院の和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重柁満紀子から平成24年3月1日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成24年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求

- 2 日時 平成24年3月15日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。